#### 入居契約重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。なお、生活支援サービスに関する契約については、生活支援サービス重要事項説明書により、別途説明します。

### 1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

N	(ふりがな)	あいりすがーでん	<i>し</i> あきしま l	しょうわのもり				
住宅の名称		アイリスガーデン	/昭島 昭和	口の森				
所在地	(住居表示)	東京都昭島市代	:官山一丁	目2番3号				
	■ 1.電車(	JR青梅	線	昭島	駅から	徒歩	で	14 分)
利用交通手段	■ 1.電車(	西武拝島	線	西武立川	駅から	徒歩	で	13 分)
	□ 2.その他(							)
	□ 1.所有権	■ 2. 賃借権		□ 3. 使用貸	借による権利	il		
住宅に関する	期間	2016 年	4 月	1日から	:	2046 年 3	月 31日 3	<b>まで※</b> 2
権原	※1 契約形態	態:借地借家法第3	38条に定め	める定期建物賃貸借	<b></b>			
	<b>※</b> 2 当期間₹	満了日までにニチ <i>-</i>	イケアパレ	スと建物所有者間で	で新たに賃賃	貸借契約又は	買取契約が	
	締結され	<b>いた場合は、2065</b> 年	F3月31日7	が期間満了日となり	ます。			
施設に関する	□ 1.所有権	■ 2. 賃借権	É	□ 3. 使用貸	借による権利			
権原	期間	2016 年	4 月	1 日から	:	2046 年	3 月	31 日まで
敷地に関する	□ 1.所有権	□ 2. 地上権	Ê	□ 3. 賃借権		■ 4. 使用	貸借による	<b>霍利</b>
権原	期間	2016 年	4 月	1 日から		2046 年	3 月	31 日まで

<sup>(</sup>注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

#### 2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	■ 法人	□ 個人		
商号、名称	(ふりがな)	かぶしきがいしゃにちいけ	あぱれす	
又は氏名		株式会社ニチイケアパレ	ス	
/Ar	(郵便番号	101-0062	)	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所)		東京都千代田区神田馬	竣河台四丁目6番地	
土にる事務別)			電話番号	- 03-5834-5200
法人の役員	別添	1 のとおり		
	(ふりがな)			
	商号、名称、又は氏名			
法定代理人		(郵便番号	)	
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)			
	3 334771 - 771   12-117		電話番号	-
	法人の役員	別添 2 のとおり		

#### 3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

	(ふりがな)	かぶしきがいしゃに	こちいけあぱれっ	す	
事務所の名称		株式会社ニチイケ	アパレス		
	(郵便番号	101-0062		)	
事務所の所在地	東京都	千代田区神田駿河台四	]丁目6番地		
				電	<b>電話番号 03-5834-5200</b>

### 4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数		51 戸			
居住部分の	(最小)		26.94 m²			
規模	(最大)		47.89 m²	詳細につい	っては、別添 3の	)とおり
構造及び設備	共同利用設備	■ あり □	なし			
(押垣及び設備)	構造	鉄筋コンクリート	造	階 数	5	階建
竣工の年月	平成 28 年	手 2 月	29 日	•		
	■ 登録基準に適合している	5				
加齢対応構造等	■ エレベーターを備えてい	る				
	■ 緊急通報装置を備えてい	いる				

# 5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

	有回り住宅の八店条約、八店有賃格が	又しつい日け	100000000000000000000000000000000000000	正の用に戻り	の hi ( な) の 参 ロ /	
入居契約の別	■ 賃貸借契約	口その位	池			
入居契約が賃貸借 契約でない場合に は、その旨						
終身賃貸事業者の 事業の認可	□ 法第52条の認可を受け	ている				
入居者の資格	次の①又は②に該当す ①単身高齢者世帯 ■ ②高齢者+同居者(i 60歳未満の親族/特 (「高齢者」とは、60歳ら	配偶者 / 6 特別な理由	60歳以上の第 により同居さ	せる必要がある	ると知事が認める者)	者をいう。)
入居契約の 内容	別添入居契約書のとお	り				
備考欄						
入居開始時期(※)		年	月	日から		
契約解除の内容	普通建物賃貸借契約書第16条(契約	の解除)に	二定めるとお	り		
事業主体から解約 を求める場合	解約条項					
(終身建物賃貸借の 場合のみ)	解約予告期間					
入居者からの 解約予告期間	解約日の30日以上前					
入院時の取扱い	入院中も契約は継続し、賃料、管理費	—— 費、生活支	 援サービス	費をお支払い	いただきます。	
その他						

<sup>※</sup>入居開始時期は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

6 職員体制									
	活支援サービスを提供								
人員配置	1人	常駐する時		7 時	00分~	20	時	00分	
常駐場所			の敷地内 する土地		隣接する土地				
市河工物 [7]		□ (所在							)
日中以外の時間の職員		(1)1111	. P.C.						,
人員配置	人	常駐する	時間	時	分 ~		時	分	
	, ,		の敷地内		隣接する土地		<u> </u>		
常駐場所		□ 近接で	する土地						
		」(所在	地						)
/#: <del>**</del>	友間(20:00~翌7:00)の	緊急通報サー	ービスは、緊急	通報ボタン及	び安否確認セン	/サーによる	セコム株	式会社へ	の通報及
	対応となります。	>10-11-12-14-7	101()(12			,	, , ,		10,000
<u> </u>									
(職種別の職員数)		(	( 令和 6年	7 月	1 日現在	:)※入居開	始(開設	)前は、予	定を記載。
① 職員の人数及びそ	の勤務形態								
職種	延べ人数		勤		常勤	合計	兼務料	犬況 等(委	託である場合
,,_		専従	非専従	専従	非専従			はその旨を記	
管理者	⇒3-1			1		1人			
生活支援サート		_		_					
提供職員	⇒3-2	2		3		5人			
(食事提供サービスを うち、看護職員:直接雇	· 际く <i>)</i>					V 1			
	用					0人			
うち、看護職員:派遣	 ⊞					0人			
うち、介護職員:直接雇うち、介護職員:派遣	<del>///</del> ⇒3-3					<u>0人</u> 0人			
うち、機能訓練指導員	$\Rightarrow 3-4$					0人			
栄養士	70-4					0人			
調理員						0人			
事務員						0人			
その他						0人			
· ·	の従業者が勤務すべき	<u></u> 時間粉	1	1		٠,٠		40	時間
	一一一一	时间数			_			40	中引目
③-1 管理者の資格						介護	[福祉士		
③-2 生活支援サー	ビス提供職員の資格								
資格	延べ人数		剪		常勤				
	~ ~~~	専従	非専従	専従	非専従				
医師									
看護師									
准看護師 介護福祉士									
社会福祉士									
介護支援専門員									
養成研修修了者		2		3					
上記以外の職員									
③-3 介護職員の資	格								
資格	延べ人数		剪		常勤				
	Ze 77.35	専従	非専従	専従	非専従				
介護福祉士									
介護支援専門員				1	<del>                                     </del>				
実務者研修 介護職員初任者研	修				+				
たん吸引等研修(不					+	,			
たん吸引等研修(特別を)				1	+				
資格なし	. , = ,				†				
③-4 機能訓練指導	員の資格								
資格	延べ人数		勤		常勤				
	是``八数	専従	非専従	専従	非専従				
理学療法士								/	
作業療法士				ļ	<u> </u>				
言語聴覚士	h <del>工</del>				<del>                                     </del>		/		
看護師又は准看護	ĐIŲ				<del>                                     </del>				
柔道整復師 あん摩マッサージ指					+				
はり師又はきゅう師	⊒ /─┴╼ H╹┞⁴			1	+				
・・・ノ ビアントロ ニーア ノビド			-			_			

④職員の職種別・勤続年数別人数(本住宅	における勤続年	数)										
勤続年数	職種	管理	里者	生活支持 ス提供	爰サービ 共職員	看護	職員	介護	職員	機能訓練	東指導員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
1年未満					1							
1年以上3年未満			1	1								
3年以上5年未満												/
5年以上10年未満				1	2							
10年以上												
合計	•	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	/

### 7 サービス付き高齢者向け住宅において入居者から受領する金銭(生活支援サービスに関する費用を除く)

					· · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·		
家賃の概算額	(最低)	約 93	3,000	円	<ul><li>■ 住戸ごとの内容は別添 3</li></ul>	のとおり	
<b></b>	(最高)	約 15	2,000	円	正)。ここヘンド1石ヤネスクウヤル、 0		
共益費の概算額	(最低)	約 30	),000	円			
光血質の似身領	(最高)	約 40	),000	円			
またの世が短	(最低)	約 18	6,000	円	字任の 0**	. п Л	
敷金の概算額	(最高)	約 30	4,000	円	- 家賃の 27	か月分	
家賃・共益費・ 敷金に関する 特記事項							
前払金※の有無	ロあり	)	■ なし				
家賃等の前払金の 概算額	(最低)	約		円	(最高) 約	円	
家賃等の前払金の	家賃						
算定の基礎	サービス提供 の対価						
返還額の算定 方法		•					
家賃等の前払金の 返還債務が消滅す るまでの期間	年 月 日ま	Č					
家賃等の前払金の 返還額の推移	(※原則として入居契約に定め	た契約の始期を	起算日とする	。)			
前払金の保全措置	□ 銀行による債務の	D保証	[	] 信託会社等に	こよる元本補てん又は信託		

<sup>※</sup>当住宅では、家賃を賃料と表記します。 ※当住宅では、共益費を管理費と表記します。 ※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

8	サービス付き高齢	者向け住宅の管理の方法等		
	管理の方式	■ 自ら管理	□ 管理業務を委託	
	委託する業務 の内容 (契約事項)			
	管理業務の委託先			
	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号	) 電話番号	
	修繕計画			
	計画策定の	□ あり	■ なし	

頃実施予定

9 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

有無

大規模修繕の実施 予定

その他計画的な修 繕予定

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
ニチイホーム 昭島 昭和の森	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護	■ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地
		□ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地
		□ 同一の建築物内
		□ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地
		□ 同一の建築物内
		□ 同一の敷地内
		□ 隣接する土地

### 10 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相	手方
東世記のなみ	(ふりがな) にちいほーむ あきしま しょうわのもり
事業所の名称	ニチイホーム 昭島 昭和の森
	(郵便番号 196-0005 )
事業所の住所	東京都昭島市代官山一丁目2番3号
	電話番号 042-500-1651
連携又は協力の内 容	継続的な介護が必要となった場合、お客様のご希望により、同一建物内の介護付有料老人ホーム「ニチイホーム 昭島 昭和の森」への住み替えをご案内いたします。

連携又は協力の相	手方				
	(ふりがな) いりょうほうじんしゃだん こうめいかい こうめいかいほーむけあくりにっく				
事業所の名称 医療法人社団 康明会 康明会ホームケアクリニック					
	(郵便番号 191-0002 )				
事業所の所在地	東京都日野市1451-1 シルバービレッジ日野クリニックビル1階				
	電話番号 042-589-0009				
	お客様のご希望により、診療科目等(内科・老年内科)に関する医療サービスを提供します。その他、急病等の緊急時には適切に診療するか、他の医療機関と連携するなど適切な対応をいたします。				

連携又は協力の相	手方							
事業所の名称	(ふりがな) すまいるけあしょうわのもりへるぱーせんたー スマイルケア昭和の森ヘルパーセンター							
事業所の所在地	(郵便番号 196-0003 ) 東京都昭島市松原町1-11-7							
	電話番号 042-500-8682							
連携又は協力の 内容	訪問介護							

連携又は協力の相手	手方								
	(ふりがな)	すまいるけあし』	ょうわのもりでいさ	ーびすせんたー					
事業所の名称		スマイルケア	昭和の森デイサ	ナービスセンタ					
	(郵便	更番号	196-0003		)				
事業所の所在地	1	東京都昭島市	<b></b> 	-7					
	1				雷	話番号 042-5	500-8682		
	<del>                                     </del>					HH 17 VID ~			
連携又は協力の 内容	地域密着型通	<b>鱼所介護</b>							
連携又は協力の相手	手方 ————								
**********	(ふりがな)	にちいけあせん	たーはいじま						
事業所の名称	1	ニチイケアセン	ンター拝島						
<u> </u>	(郵便	更番号	196-0003		)				
   事業所の住所			†松原町3−8−1						
T / (/)   - ( )	1	WW. Dharb From	1,147/1/10 0 7		雷:	話番号 042-5	500_2620		
	<u> </u>					話番写 U44⁻∪ ———			
連携又は協力の内 容	訪問介護								
1 入居者の現況						(	和6年 7	月 1	日現在)
介護度別・年齢別	7 足老粉			平均年	:此A QI		入居者数合計		55 人
刀 暖 <i>皮刀</i> 口 十四四刀		※ 西介雑度な	と把握している		-	).4	八石日刻口口	Γ υ	10 八
年齢 /介護度	合計	金子が一つである。	要支援1	場合に配戦。 要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
 65歳未満	2	0	女人扳1	女人1反2	2 2	女月 暖 2	女月 優 0	女月 曖年	女月 曖 0
65歳以上75歳未満		1	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上85歳未満		12	3	3	2	0	0	0	0
85歳以上	32	12	4	8	7	1	0	0	0
合計	55	25	7	11	11	1	0	0	0
									-
入居継続期間別入	居者数				-				
入居期間	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上		合計	
入居者数	4	10	26	15	0	0		55	
	別入居者数		男性	21	人  女	:性 :	34 人		
	入居率(-	一時的に不在と	-なっているも6	のを含む。)		9	6.0 %(全)	・ 戸数に対する	 入居戸数)
直近一年間に退去し							者数合計:		
理由		と理田(人)	理	出	人数	(人)	理由	人 迷行	(人)
自宅·家族同居			他の有料老人は			3	医療機関への入院	/\%A	.()()
介護老人福祉施設			うた	他のサービス	1		死亡	:	3
(特養等) へ転居 介護老人保健施設へ				齢者向け住宅					
転居 介護療養型医療施設			その他の福祉施	ī設・高齢者住			その他 ( )		
〜転居	•	1 ,	宅等への転居		I				

12 入居希望者への事前の情報	
17 人民在岁石へ(/)事則(/)情報	一田一丁

	■ 入居希望者に公開	財務諸表の要旨	□ 入居希望者に公開
入居契約書のひな形	■ 入居希望者に交付	(※前払金を受領する場合に	□ 入居希望者に交付
	□ 公開していない	記載)	□ 公開していない
管理規程	■ 入居希望者に公開	財務諸表の原本	□ 入居希望者に公開
(※必要事項が盛り込まれていれば、重要事項説明書	■ 入居希望者に交付	(※前払金を受領する場合に	□ 入居希望者に交付
を管理規程に代えることも可。)	□ 公開していない	記載)	□ 公開していない
	□ 入居希望者に公開	その他	□ 入居希望者に公開
事業収支計画書 (※前払金を受領する場合に記載)	□ 入居希望者に交付		□ 入居希望者に交付
	□ 公開していない		□ 公開していない

#### 13 その他

	■ あり	(年 1	回予定)	
運営懇談会	(開催方法等)	管理者・フロントスタッ 実現するために必要	ッフ・ご入居者・ご入居者のご家族等 な事項について意見を交換する場と	こより構成され、お客様が快適で心身ともに充実した生活を して設置します。
	口 以下の	の内容の代替措置	量により対応(※入居者が概え	29人以下の場合等)
	(内容)			
有料老人ホーム設置時の老人福	□ あり	ロな	l	
祉法第29条第1項に規定する 届出	■ サービ ■ 第23条	、ス付き高齢者向 その規定により、届	け住宅の登録を行っているだ 届出が不要	とめ、高齢者の居住の安定確保に関する法律
(介護予防)特定施設入居者生活介護	□ 指定を	受けている	介護保険事業所番号	( )
事業所(地域密着型を含む)	■ 指定を	受けていない		

14 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

住宅事業者である、株式会社ニチイケアパレスの運営する当サービス付き高齢者向け住宅は、厚生労働省・国土交通省の定める「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針」及び東京都策定「東京都高齢者居住安定確保計画」に照らして適切なものである。

入居契約書及び入居契約重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名	株式会社ニチイケアパレス	
所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	
代表者名	代表取締役 秋山 幸男	印
説明者氏名		印

私は上記事業者から、入居契約書及び入居契約重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名

# 役員名簿

(ふりがな)	
氏 名	役名等
あきやまゆきお	
秋山 幸男	代表取締役
さくらいのりゆき	<b>主</b> 欢乐.效切。
櫻井 紀之	専務取締役
さんのうおさむ	常務取締役
山納 修	市场収和仪
きじまえいじ	压- 6 · 4 · 4 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1
雉間 英二	取締役
すずきひろなお	取締役
鈴木 宏直	4又407
うめだみか	取締役
梅田 美香	4X 孙巾 1文
ながえりょうた	取締役
永江 竜太	<b>4人</b> 亦作1文
かわたりきや	取締役
川田 力也	4×利印1文
しいやかずや	監査役
椎谷 和也	血且仅
きやひろみち	<del>Γ.</del> / Λ.
木屋 博達	監査役
ゆうげんせきにんかんさほうじんとーまつ	<u> </u>
有限責任監査法人トーマツ	会計監査人

法第6条第1項第3号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

# 役 員 名 簿

(ふりがな)	
氏 名	役名等
	,

法第6条第1項第4号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

# 住宅の規模並びに構造及び設備等

### 1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	· // 1/2 - 1	に構造及び設備等 構造及び設備※				(		住戸数	住戸番号	月額家賃	
	専用部分の 床面積 (㎡)	完備	便所	洗面	浴室	台所	収納	TVアンテナ端!		(該当するものを全て記載)	(概算額)
1	26.94	0	0	0		0		子	(戸)	207 • 208 • 210 • 211	(円)
1					0		0	0	4		93,000
1	26.94	0	0	0	0	0	0	0	4	307 • 308 • 310 • 311	94,000
1	26.94	0	0	0	0	0	0	0	4	407 • 408 • 410 • 411	96,000
1	26.94	0	0	$\circ$	0	0	0	0	4	507 • 508 • 510 • 511	97,000
1	35.60	0	$\circ$	0	0	$\circ$	0	0	1	206	118,000
1	35.60	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	1	106	119,000
1	35.60	0	0	0	$\circ$	0	0	0	1	306	120,000
1	35.60	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	1	406	122,000
1	35.60	0	0	0	0	0	0	0	1	506	123,000
1	36.59	0	0	0	$\circ$	0	0	0	2	203•205	118,000
1	36.59	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	0	4	103 • 105 • 303 • 305	120,000
1	36.59	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	2	403•405	122,000
1	36.59	0	0	0	0	0	0	0	2	503 • 505	123,000
1	47.56	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	1	212	148,000
1	47.56	0	0	0	0	0	0	0	1	312	150,000
1	47.56	0	0	0	0	0	0	0	2	107•412	151,000
1	47.56	0	0	0	$\circ$	0	0	0	1	512	152,000
1	47.89	$\circ$	0	0	$\circ$	0	0	0	3	201 • 202 • 213	148,000
1	47.89	0	0	0	0	0	0	0	3	301 • 302 • 313	150,000
1	47.89	0	0	0	0	0	0	0	6	101 • 102 • 108 • 401 • 402 • 413	151,000
1	47.89	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	3	501 • 502 • 513	152,000

注1)住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

( 設置各自、料金負担も各自

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

<sup>※</sup>有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、<u>完備を含め全ての欄に○を記載する</u>こと。

TVアンテナ端子:○の場合、下記()内にTV受像機の設置、受信契約の形態について記載 例(設置各自、料金負担も各自)

### 2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
リビング・ ダイニング	1	63.07	1F	51	
ラウンジ	1	32.65	1F	51	
一般浴室	2	61.74	3F	51	
トイレ	1	2.24	3F	51	
トイレ	1	2.64	3F	51	
脱衣室	1	8.84	3F	51	
脱衣室	1	12.00	3F	51	
展望テラス	1	100.75	5F	51	
車椅子用 トイレ	1	5.27	1F	51	

注)整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

# 事業主体が東京都内(中核市を除く)で実施する介護保険制度による指定介護サービスの一覧表

介護サービスの種類		箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	有り	1	ニチイライフケア柴又ヘルパーステーション	葛飾区7-13-8
訪問入浴介護	無し			
訪問看護	有り	1	ニチイライフケア柴又ヘルパーステーション	葛飾区7-13-8
訪問リハビリテーション	無し			
居宅療養管理指導	無し			
通所介護	無し			
通所リハビリテーション	無し			
短期入所生活介護	無し			
短期入所療養介護	無し			
特定施設入居者生活介護	有り	44	ニチイホーム 立川	立川市錦町5-13-24
福祉用具貸与	無し			
特定福祉用具販売	無し			
(地域密着型サービス>		•		
定期巡回•随時対応型訪問介護看護	無し			
夜間対応型訪問介護	無し			
認知症対応型通所介護	無し			
小規模多機能型居宅介護	無し			
認知症対応型共同生活介護	無し			
地域密着型特定施設入居者生活介護	無し			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	無し			
看護小規模多機能型居宅介護	<u>無</u> し			
地域密着型通所介護	 無し			
<b>子</b> 民宅介護支援	 無し			
介護予防訪問入浴介護	<u>無</u> し			
介護予防訪問看護	有り	1		葛飾区7-13-8
介護予防訪問リハビリテーション	無し			
介護予防居宅療養管理指導	無し			
介護予防通所リハビリテーション	無し			
介護予防短期入所生活介護	無し			
介護予防短期入所療養介護	無し			
介護予防特定施設入居者生活介護	有り	44	ニチイホーム 立川	立川市錦町5-13-24
介護予防福祉用具貸与	無し			
特定介護予防福祉用具販売	無し			
(地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	無し			
介護予防小規模多機能型居宅介護	無し			
介護予防認知症対応型共同生活介護	無し			
·   護予防支援	無し			
〈介護保険施設>				
介護老人福祉施設	無し			
介護老人保健施設	無し			
介護療養型医療施設	無し			
介護医療院	 無し			

# 生活支援サービス重要事項説明書

# 1. 生活支援サービス提供事業者

事業者	事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先					
	事業者の名称	フリガナ カブシキガイシャニチイケアパレス				
		株式会社ニチイケアパレス				
	事業者の所在地	〒 101−0062				
		東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地				
	事業者の連絡先	電話番号	03-5834-5200			
		FAX番号	03-3253-3142			
		ホームページアドレス	https://www.nichii-carepalace.co.jp			
	事業者の代表者名	代表取締役 秋山 幸男				

# 2. 住宅事業主体概要

事業主	E体の名称、主たる事務所の所有	生地及び電話番号その他の記	車絡先				
	東米ナルのなむ	フリガナ カブシキガイ	フリガナ カブシキガイシャニチイケアパレス				
	事業主体の名称	株式会社ニラ	株式会社ニチイケアパレス				
	事業主体の主たる事務所	〒 101−0062					
	の所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地					
		電話番号	03-5834-5200				
	  事業主体の連絡先	FAX番号	03-3253-3142				
	事未工件V/连桁儿	ホームページアドレス	有 https://www.nichii-carepalace.co.ip				
			無				
車業分	三体の代表者の氏名及び職名	氏名	秋山 幸男				
于木口	三件·列(我有》)代有及U·城石	職名	代表取締役				
事業主	E体が行っている主な事業等	介護付有料老人ホーム、サ	ナービス付き高齢者向け住宅				

### 3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先 フリガナ アイリスガーデンアキシマ ショウワノモリ 住宅の名称 アイリスガーデン昭島 昭和の森 **=** 196−0005 住宅の所在地 昭島市代官山一丁目2番3号 東京都 電話番号 042-500-5020 住宅の連絡先 FAX番号 042-500-5021 ホームページアドレス https://www.nichii-irisgarden.jp 住宅の管理者名 小島 正統 住宅の開設年月日 平成28年4月1日 普通建物賃貸借契約 居住の契約方式

### 4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の生活支援サービスを提供いたします。 ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護サービス事業所や 医療機関と連携を図ります。なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は連携先以外のサービス事業者の サービス(介護保険サービス、医療サービス等)を自由に選択することができます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

特になし(ただし、次項「(1)状況把握サービス」にて緊急対応あり)

サービスの種類	料金	(提供方法・提供者)
(1)状況把握サービス(安否確認)	1人:月額 33,000円 (うち消費税等3,000円) 2人:月額55,000円 (うち消費税等5,000円) ※当住宅では上記の料金 について生活支援サービ スと表記します。	① 食事や外出などの生活場面での機会を通じて少なも1日1回本人の状況把握(安否確認)を行いまで② 居室の廊下部分に設置の「安否確認センサー」が別部分でご入居者の動きを12時間以上感知しないは、セコムに通報される体制をとっています。また、午前7時から午後8時までの時間帯についセコムだけでなくフロントにも通報されます。 ※提供者:フロントスタッフ、セコムだけでなくフロントにも通報されます。 ※提供者:フロントスタッフ、セコムに「緊急対応サスのご提供にあたっては、セコムに「緊急連絡カーをご提出していただきます。・(1)状況把握サービス(安否確認)及び(2)緊急対応ビスの範囲につきましては、別途、安否確認・緊急サービスに関する同意書にてご説明し、ご入居者が同意をいただきます。
(2) 緊急対応サービス		① 緊急対応サービス ・ 119番で救急車、110番で警察を呼ぶか、また各住戸又は共用部にある緊急通報ボタンを押してきない。 ・ 「緊急通報ボタン」を押した場合、セコムより安否の連絡が入りセコムのパトロール隊員が駆けつけた。フロントスタッフの勤務時間帯(午前7時から午後に「緊急通報ボタン」を押した場合、フロントスをも事業所の「緊急時の対応手順」に従い、必要な事ではます。 ② 防犯サービス警報機器により外部からの侵入異常を監視します。 ③ 火災監視サービス火災感知器、火災報知機により火災発生への対応をます。 ※提供者:フロントスタッフ(①) セコム株式会社 立川統轄支社(①②)
(3) 生活相談サービス		① 日常生活相談サービス 福祉関係の有資格者がご入居者の一般的なご相談にます。 ② 介護相談サービス 福祉関係の有資格者がご入居者の介護相談に応じる 3 健康診断サービス ア 健康診断を年1回本住宅内で実施します。 イ 健康診断にかかる費用は、事業者が指定する 項目に限り事業者が負担し、それ以外の項目に限り事業者が負担し、それ以外の項目に入居者が実費にてお支払いいただきます。 ④ 電話による24時間健康相談サービス フリーダイヤルにより24時間365日、ご入居でご相談に応じます(添付書類「利用規約」参照)。 ・

(4) フロントサービス	<ul> <li>① 来訪者対応サービス エントランスにてご入居者の来訪者対応をいたします。</li> <li>② 地域生活情報案内サービス 地域における生活関連情報(行政等)をお知らせいたします。</li> <li>③ 食事サービスの案内及び運営 ア 食事サービスの中込み・変更・キャンセル等の受付をいたします。</li></ul>
	ご案内及びお取次ぎをいたします。 ※提供者:フロントスタッフ

上記以外の生活支援サービス等 (本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を 利用することもできます。)

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事サービス	右記のとおり	〈料金及び時間〉 月額 55,020円(うち消費税等36円)8:00~10:00※一食あたり 星 食 669円(うち消費税等36円)8:00~10:00※一食あたり 星 食 669円(うち消費税等49円)11:00~13:00※一食あたり 夕 食 669円(うち消費税等49円)18:00~19:00※一食あたり 多 食 669円(うち消費税等49円)18:00~19:00※一食あたり ※当住宅では、朝食・昼食・夕食の費用が軽減税率(8%)の対象となります。 〈食事サービスの利用方法及びキャンセル〉 ① 食事サービスについては、「食事サービス申込書」に必要事項をご記入の上、食事を取られる3日前の11:00までにフロントにお申し込み頂くことにより 利用できます。 ② 食事のキャンセルについては、「食事サービス予約変更申込書」に必要事項 をご記入の上、キャンセル母の3日前の11:00までにフロントにお申し込み ください(キャンセル費用は無料)。 3日前の11:00以降のキャンセルにつきましては、有料になりますので、 ご了承願います。 ③ 事前申し込み無しの当日申込みについては、別献立で食事の提供をいたします(料金は上記と同様)。 ④ 食事サービスをお申込みで、当日体調不良等のため食堂へお越しいただけない 場合は、フロントスタッフへご連絡ください。 フロントスタッフがお部屋まで配膳いたします。 有料:配食 220円(うち消費税等20円)※一回あたり ※提供者:株式会社LEOC 〈その他〉 ① ドリンクコーナーにてお飲み物をご提供いたします(無料)。 ② その他詳細については、添付書類「利用規約」によります。
駐輪場使用料	右記のとおり	〈料金〉 月額 550円(うち消費税等50円) 「駐輪場使用・使用中止届出書」をフロントスタッフに提出し、登録証の交付を受けていただきます。
住替え支援サービス	無料	ご希望により、フロントにて、株式会社ニチイケアパレスの運営する介護付有料老人ホーム「ニチイホーム」、または株式会社ニチイ学館の運営する介護付有料老人ホーム「ニチイのきらめき」への住み替えについてご案内をいたします。 ※提供者:フロントスタッフ
医療機関の紹介サービス	無料	かかりつけ医等をご希望される場合は、フロントにて、近隣の医療機関をご紹介いたします。 ※提供者:フロントスタッフ

### 介護・医療の連携内容

(ご入居者のご要望に応じ受けられるサービスです。なお、ご入居者のご希望に応じ下記以外の医療機関・事業所もご利用できます。)

-			
	1	名称	医療法人社団 康明会 康明会ホームケアクリニック
		住所	東京都日野市1451-1 シルバービレッジ日野クリニックビル1階
協力医療機関		診療科目	内科、老年内科
		協力内容	お客様のご希望により、診療科目等に関する医療サービスを提供します。その他、急病等の緊急時には適切に診療するか、他の医療機関と連携するなど適切な対応をいたします。
		名称	スマイルケア昭和の森ヘルパーセンター
	1	住所	東京都昭島市松原町1-11-7
		サービス種別	訪問介護
	2	名称	スマイルケア昭和の森デイサービスセンター
介護サービス		住所	東京都昭島市松原町1-11-7
		サービス種別	地域密着型通所介護
		名称	ニチイケアセンター拝島
	3	住所 東京都昭島市松原町3-8-1	東京都昭島市松原町3-8-1
		サービス種別	訪問介護
		名称	_
	1	住所	
		協力内容	

### 5. 月額利用料の請求及び支払方法

### 請求方法

〈生活支援サービス〉

毎月15日に請求書を発行します。

<食事サービス>

同上

### 支払方法

〈生活支援サービス〉

請求書に従い、翌月分を毎月27日までに口座振替の方法によりお支払いいただきます。

<食事サービス>

請求書に従い、利用月の翌月27日までに口座振替の方法によりお支払いいただきます。

# 6. 苦情に対応する窓口等

窓口の名称	お客様相談室	お客様相談室						
電話番号	0120-82-6501							
	平日	9時	00分	~	17時	00分		
おけしていて味明	土曜	-時	-分	~	-時	-分		
対応している時間	日曜	-時	-分	~	-時	-分		
	祝日	-時	-分	~	-時	-分		
定休日	土日、祝日、年	末年始						
情に対応する窓口等の状況	(2)							
窓口の名称	昭島市消費生活	支援センター						
電話番号	042-544-9399							
	平日	9時	00分	~	16時	00分		
対応している時間	土曜	-時	-分	~	-時	-分		
刈心している時间	日曜	-時	-分	~	-時	-分		
	祝日	-時	-分	~	-時	-分		
定休日	土日、祝日、年	末年始						
ービスの提供により賠償すべ	・ ドき事故が発生したとき	の対応						
具体的な対応	生活支援サービ 事業者の責めに 場合、事業者は	ス契約書第9章帰すべき事由	条(賠償責任 により、ご入 」てその坦宝	)に基づき、 居者の生命、 を腔償いた	生活支援サーヒタ体又は財産に	、スの提供に伴って 損害を及ぼした		

利用者	利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況								
	1 あり	実施日							
		結果の開示	1 あり 2 なし						
	2 なし								

### 7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等 ※フロントスタッフは株式会社ニチイケアパレスの職員です。

〈留守にするとき〉

留守にされるときは、事前にフロントスタッフに口頭で伝えるか、または「外出・外泊届出書」 (フロントで用意しております)をご提出して下さい。

#### 共用施設の利用について

リビング・ダイニング	・開放時間 8:00 ~ 20:00 ・禁煙です。 ・特定の宗教・政治に関わる活動は、禁止します。 ・貴重品は自己の責任において管理してください。盗難などの損害について、 運営・管理会社は責任を負いかねます。 ※「広告掲示・共用施設使用届出書」による貸切り予約がある場合は使用出来ません。
ラウンジ	-
浴室	利用時は、必ずフロントへお申し出ください。
展望テラス	開放時間 奇数月:10:00~13:00 偶数月:14:00~16:00
車椅子用トイレ	-

### 8. 契約の解除内容等

#### 入居者からの解約

◎生活支援サービス契約書第5条(契約期間)より

- 1 本契約の契約期間は、賃貸借契約第2条の契約期間と同期間とし、当該期間が更新された場合は、本契約も同期間更新されるものとする。
- 2 本契約は、賃貸借契約が終了した日に終了する。
- 3 甲及び乙、同居人は、賃貸借契約の終了日前に本契約を終了させることはできない。
- ◎普通建物賃貸借契約書第17条(乙及び連帯保証人、身元引受人からの解約)より
- 1 乙は、甲に対して少なくとも30日前に書面により解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申し入れの日から30日分の賃料及び管理費を甲に支払うことにより、 解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。
- 3. 乙が死亡した場合は、第24条の連帯保証人(家賃債務保証法人は除く。)又は第25条の身元引受人は、 甲に対し、書面で解約の申入れを行うことにより、第1項の予告期間を要せず本契約を解約することができる。

甲:株式会社ニチイケアパレス

乙:ご入居者

契約解約時の連絡先	名称	アイリスガーデン昭島 昭和の森
大小学がいけい 建設工	まさて ゼロ	042-500-5020

#### 事業者からの解除

- ◎普通建物賃貸借契約書第16条(契約の解除)より
- 甲:株式会社ニチイケアパレス
- 乙:ご入居者
- 1 乙が次の各号の何れかに該当したときは、甲は通知催告の上、本契約を解除することができる。
- ① 賃料等その他頭書(4)記載の費用の支払いを怠ったとき
- ② 第1条第2項に定めるサービス契約に基づき支払うべき対価の支払を怠ったとき
- ③ 第12条に定める乙の負担となる費用の支払いを怠ったとき
- 2 乙が次の各号の何れかに該当したときは、甲は通知催告を要せず本契約を解除できるものとする。
- ① 入居申し込み及び本契約への虚偽記載その他不正な方法により入居したことが発覚したとき
- ② 第11条第②号に定める甲への通知を怠り、1か月以上所在不明になったとき
- ③ 禁固以上の刑に処せられる犯罪行為を行ったとき
- ④ 破壊・暴力活動を行う組織その他これらの組織又は団体等への加入、構成員及びそれらの支配下にあると 判明したとき
- ⑤ 本物件に前号の者や関係者を居住又は出入りさせ、拠点・事務所などに使用し、又はさせたとき、及び 本物件等にそれらの名称、称号その他これに類するものを表示、掲示若しくは搬入したとき
- ⑥ 本物件等及び近隣において粗野、粗暴等の行為をなして近隣者及び他の入居者・管理人等に迷惑、不快感、 不安感を与えたとき
- ⑦ 本契約第3条の使用目的、善良な管理者の注意義務、第10条の禁止・制限事項、第24条の連帯保証人、第25条の身元引受人等の追加、変更等の義務を怠ったとき、その他乙が本契約に定める事項に違反し、 又は乙の義務を履行しないとき
- ⑧ 乙又はその家族等が、甲、管理人又はそれらの従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を 行ったとき
- ⑨ その他、本契約に規定する乙の義務を履行しないとき
- 3 甲及び乙並びに乙の同居人が、第29条(反社会的勢力の排除)に該当することとなった場合、甲及び乙は、 相手方に対し何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- ◎普通建物賃貸借契約書第18条(甲からの解約)より甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、乙に対して少なくとも6か月前に書面により解約の申し入れを行うことができる。
  - ① 物件の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、賃料の価格その他の事情に照らし、本物件を高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第1号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったとき
  - ② 乙が本物件に長期にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、本物件を適正に管理することが困難となったとき(但し、乙が長期にわたって入院する場合を除く)

#### 9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況

(有)

無

( 総合賠償責任保険(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社))

※添付書類:利用規約

説明年月日	令和	年	月	日	_
〔 重要事項説明書、利用規約に				ごス契約書及び生活 た。	支援サービス

登録事業者名	株式会社ニチイケアパレス	
所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	
代表者名	代表取締役 秋山 幸男	印
説明者氏名		印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書、利用規約に基づいて、重要な事項の説明を受けました。